

29監総第384号

平成29年7月6日

(略)

東京都監査委員	鈴木 晶 雅
同	藤井 一
同	友渕 宗 治
同	岩田 喜美枝
同	松本 正一郎

本件請求人から提出され、平成29年5月31日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為を特定とともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件請求において、請求人は、豊洲市場の維持管理費のうち平成29年3月及び4月の支出26件（以下「本件支出」という。）は、合理性の全く認められない無駄な支出であり、本件支出自体が違法であることに加え、知事の移転延期の判断は、合理的根拠の全くない裁量を逸脱した違法なものであり、当該違法性が本件支出に承継され、本件支出が違法となるとして、知事等に対し、本件支出によって都が被った損害の賠償及び都の当該損害賠償請求権の行使を求めているものと解される。

このうち、本件支出自体が違法であることについて、請求人は、知事の豊洲市場への移転延期の判断が原因で、市場として機能していない施設の維持管理のための本件支出

は、無駄なものであると主張していることから、請求人は知事の豊洲市場への移転延期の判断をその違法性の理由としていると認められる。

つまり、請求人は、本件支出の違法理由について、いずれも知事の豊洲市場への移転延期の判断にあると主張している。

ところで、豊洲市場への移転延期という知事の判断は、非財務会計行為であり、法第242条第1項に定める財務会計上の行為に該当しない。

そして、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為（以下「当該財務会計行為」という。）とその原因となる非財務会計行為（以下「先行行為」という。）との関係については、当該財務会計行為自体に違法がある場合だけでなく、当該財務会計行為と先行行為との間に一定の関係がある場合には、先行行為が違法であれば、当該財務会計行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民監査請求の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになるとされ、このため、右関係は、先行行為が当該財務会計行為の直接の原因ということができるような「密接かつ一体的な関係」であることを要するものと解するのが相当であるとされている（平成4年11月30日東京高裁判決同旨）。

また、この「密接かつ一体的な関係」とは、主たる目的が実質的に見て当該財務会計行為に向けられていると評価できるものであること又は先行行為を行うことによって何等の債務負担行為（支出決定）を要せず当然に当該財務会計行為を行う義務を負担する関係であることとされている（昭和62年9月30日仙台地裁判決同旨）。

当該財務会計行為と先行行為の「密接かつ一体的な関係」に係る具体的な事例を判例でみてみると、先行行為の違法が当該財務会計行為の違法となる事例として、最高裁判決では、町の行政組織に属さない森林組合の事務に専ら従事する職員について、その者の給与を町が負担することができるようにするため、町職員として一たん採用して森林組合へ出向を命じた町長の行為は、町が給与を負担することを目的として行ったものであるから、町からの給与支出は違法な公金の支出とした事例（昭和58年7月15日判決）や、収賄容疑で逮捕・起訴された市職員を、退職手当を支給しない懲戒免職処分ではなく、条例上、退職手当を支給することとなる分限免職処分とした市長の行為について、分限免職処分は退職手当の支給の直接の原因をなすものというべきであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当であるとした事例（昭

和60年9月12日判決）がある。

一方、先行行為の違法が当該財務会計行為の違法とならない事例としては、計画道路の開設と土地買収との関係について、計画道路の開設が土地買収の動機目的をなすものではあっても、土地買収は、計画道路を開設する行為そのものとは区別され、それとは独立して、区に対し当該土地に係る権原を取得させ、その代金の支払債務を負担させるという効果を発生させるにとどまるものであるから、仮に計画道路を開設することに違法事由が存するとしても、そのことにより前記土地買収が違法となるものではないとした事例（昭和59年11月6日判決）がある。

そこで、本件請求において、当該財務会計行為と先行行為の関係についてみてみると、豊洲市場への移転を延期した知事の判断（以下「当該判断」という。）は、本件支出を行うことを目的としたものとは解されず、また、当該判断をすることによって当然に本件支出の義務を負担することになるとも認められないことから、当該判断と本件支出は、密接かつ一体的な関係にあるとは解されない。

本件請求において、請求人は、先行行為である市場移転延期という非財務会計事項に関する行政判断の違法性・不当性を主張するのみであり、上記判決の趣旨を踏まえると、請求人の主張は、本件支出自体の違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。